

別添資料 1		サービス管理責任者の実務経験一覧表	
業務範囲		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	ア <u>施設等</u> において相談支援業務に従事する者 (1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	5 年以上
		イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※)を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1 年以上である者	
		ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		エ 特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	カ <u>施設及び医療機関等</u> において介護業務に従事する者 (1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 (3) 保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8 年以上
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
		ク 特別支援学校その他における職業教育の業務に従事する者	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町村から補助金又は委託により運営されている小規模作業所	
	③ 有資格者等	コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5 年以上
		サ 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※)による業務に3 年以上従事している者	3 年以上

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師

(注) 実務経験及び日数換算について

1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1 年あたり1 8 0 日以上あることをいうものとする。

例えば5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が9 0 0 日以上であるものをいう。

児童発達支援管理責任者の実務経験一覧表

業務範囲		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	ア 施設等において相談支援業務に従事する者 (1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	5 年以上 かつ 障害者又は児童に対する支援 3 年以上
		イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※)を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1 年以上である者	
		ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		エ 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）における相談支援の業務に従事する者	
		オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 (1) 障害者支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業 (3) 保健医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	8 年以上 かつ 障害者又は児童に対する支援 3 年以上
		キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者	
		ク 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）における直接支援の業務に従事する者	
		ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町村から補助金又は委託により運営されている小規模作業所	
	③ 有資格者等	コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2 級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士 (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5 年以上 かつ 障害者又は児童に対する支援 3 年以上
		サ 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※)による業務に5 年以上従事している者	

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第一項に規定する児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師

（注）実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。